

入学時授業料減免制度、及び二年次授業料減免制度  
実施要項

## 1. 授業料減免の減免額と採用数

### (1) 入学時

減免種類	減免額	採用数の目安
A減免	100,000円	応募資格を満たす者のうち支援の必要の高いと認められる者のうち、最大10名

### (2) 二年次

減免種類	減免額	採用数の目安
A減免	100,000円	応募資格を満たす者のうち支援の必要の高いと認められる者のうち、最大5名

※ ただし、表中の人数は入学定員100名に対しての最大採用数なので、実際の採用数と異なる場合がある。

## 2. 応募資格

入学時授業料減免制度の応募資格は以下の(1)～(5)の全てを満たす者とする。

- (1) 本学の建学の精神、3ポリシーを理解し、本学での修学に意欲的に望むことが約束できる者
- (2) 本学への入学に際し、経済的に困難で修学支援が必要な者
- (3) 高等教育の修学支援新制度の対象者、専門教育訓練給付金の利用者、委託訓練受講生、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会が実施する保育士修学資金貸付制度の利用者でない者
- (4) 授業料等を所定の期日までに納付した者
- (5) 下記「3」に定める家計基準を満たす者

二年次授業料減免制度の応募資格は以下の(1)～(5)の全てを満たす者とする。

- (1) 学則に定める一年次の専門教育科目の必修科目の単位すべてを修得した者
- (2) 本学への在学に際し、経済的に困難で修学支援が必要な者
- (3) 高等教育の修学支援新制度の対象者、専門教育訓練給付金の利用者、委託訓練受講生、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会が実施する保育士修学資金貸付制度の利用者でない者
- (4) 授業料等を所定の期日までに納付した者
- (5) 下記「3」に定める家計基準を満たす者

### 3. 家計基準 ー学生と家計を同一にする家計維持者の直近1年の支払金額・所得の目安ー

#### 入学時授業料減免制度、及び二年次授業料減免制度 共通

	社会人特別入試以外で合格の場合	社会人特別入試で合格の場合
給与所得者の場合 (源泉徴収票の支払金額)	7, 100, 000円以下	4, 470, 000円以下
給与所得者以外の場合 (確定申告等の所得金額)	3, 610, 000円以下	2, 970, 000円以下

- ・ 支援対象者として判定する際の家計基準は、社会人特別入試以外での入学者と社会人特別入試での入学者とで異なる。
- ・ 学生と家計を同一にする親族を家計維持者とする。家計維持者全員の直近一年間の支払金額または所得金額を合算し、家計基準に照らし採用を決定する。
- ・ 社会人特別入試での入学者で、減免申請手続きをする者は、本人及び配偶者の収入金額とする。

### 4. 手続き、授業料減免の方法について

以下の(1)～(3)の順に手続き、還付をする。

#### (1) 申請期間

下記「5. 提出書類、注意事項等」に示した書類を、申請期間中に学生センターに提出する。

申請期間:毎年6月上旬～中旬頃

#### (2) 減免対象者の決定と採用通知

郵送で結果を通知する。

#### (3) 授業料減免の方法

ア) 4月に学納金一括納入をした者

減免決定通知後、100, 000円を申請時に希望した口座に振り込むことで還付する。振込手数料は、減免対象者自身が負担する。

イ) 4月に学納金を分納とした者

10月20日までに納入する後期学納金360, 000円から、減免額の100, 000円を差し引く。後期学納金は、260, 000円となる。

## 5. 提出書類、注意事項等

入学時・二次授業料減免申請書

学生と家計を同一にする家計維持者の直近一年間の所得を証明する書類※1

給与所得者の場合                      直近に発行された源泉徴収票(写し)

給与所得者の以外場合                直近に提出した確定申告書第一表と第二表(写し)、税務署  
の収受付印のあるもの

給与所得に加え給与所得以外の所得がある場合

直近に発行された源泉徴収票(写し)と確定申告書第一表と  
第二表(写し)。確定申告書は、税務署の収受付印のあるもの。

※1 「直近一年間の所得を証明する書類」が整わない場合は、学生センターまで相談のこと。